

和光市デジタルクーポン給付事業業務委託事業者
公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、消費下支えを通じた生活者支援を実施することを目的に国の「重点支援地方交付金」を活用し和光市デジタルクーポン給付事業を実施するにあたり、本事業と同種又は類似の業務に関する豊富な経験やノウハウなどを有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 事業名 「和光市デジタルクーポン給付事業」

(2) 内 容

別紙「和光市デジタルクーポン給付事業」業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約方法

公募型簡易プロポーザル方式による随意契約

(5) 事業予算額（消費税及び地方消費税含む）

2億8千万円 ※デジタルクーポン給付額を含む

(6) 委託料の支払い方法

委託料は、月払いとし、受注者は、発注者の定める方法に従って、当該月内におけるデジタルクーポン利用合計額を翌月に請求するものとする。

また、委託金額のうち、和光市デジタルクーポン給付事業業務委託仕様書「5 業務委託内容」の「(1)デジタルクーポン給付事業業務」の「イ 給付事業に係る業務内容」のうち「(ア)デジタルクーポン発行・管理システム構築」、「(イ) デジタルクーポン利用後の換金」、「(ウ) 取扱店舗に係る事務」、「(エ) 告知・広報」、「(オ) コールセンターの設置、運営」、「(カ) 対象者向け発送業務」、「(キ) デジタルクーポンの活用状況の集計・分析等」及び「(2) 利用者アンケート調査業務」に係る費用のうち郵送料を除いた額に係る費用については、業務完了後一括払いとする。

3 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。

(2) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）第3条第1項の規定により入札から除外されている者でないこと。

(3) 主要取引先からの取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。

(5) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継

続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

- (6) 令和3年度から令和7年度までの間に、本事業と同種又は類似の業務を元請として完了した実績があること。

(例) デジタルクーポン給付事業、プレミアム付商品券交付事業、各種給付金給付事業など

4 スケジュール

プロポーザルによる委託事業者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。参加事業者が5者以下の場合は一次審査を省略する。また、都合により変更する場合がある。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和8年3月30日(月) |
| (2) 質問書受付期間 | 令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年4月20日(月)～22日(水) |
| (4) プロポーザル参加申込書・企画提案書等の提出期限 | 令和8年4月30日(木) |
| (5) 一次審査(書面審査) | 令和8年5月上旬 |
| (6) 一次審査結果通知 | 令和8年5月中旬 |
| (7) 二次審査(公開プレゼンテーション) | 令和8年5月下旬 |
| (8) 結果通知 | 令和8年6月上旬 |
| (9) 契約締結 | 令和8年6月中旬 |

5 審査及び委託事業者の決定

(1) 審査方法

審査は、和光市デジタルクーポン給付事業委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、以下のとおり実施する。

ア 応募申込書兼誓約書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 業務実績調書(様式3)

エ 実施体制調書(様式4)

オ 企画提案書(様式任意)

カ 見積書(様式5)

(2) 選定委員会の構成

選定委員会は以下の構成とする。

市職員 6人

ア 市民環境部長

イ 企画部企画人権課長

ウ 企画部財政課長

エ 総務部デジタル推進課長

オ 市民環境部産業支援課長

カ 福祉部地域共生推進課長

(3) 審査における評価

選定委員会が次の①～⑥までの評価項目により基準を定めて行う。

《技術点》

① 会社概要、業務実績

会社概要、業務実績などを踏まえ、同様事業や類似事業に深い見識があり、専門的知識を有しているか。信頼性があり、安心して任せることができる会社かどうか。

② 提案事業の実行性

提案事業について業務遂行に十分な体制が整えられているか。業務にかかる人数、責任の所在を明確にした管理体制が取れているか。緊急事態も想定した体制が取られているか。

③ クーポン給付部分の明解性、活用性

全ての対象者が利用しやすい仕組みとなっているか。登録店舗が事業の準備から決済による収入を得るまで容易に理解し円滑に実施できる仕組みとなっているか。本事業の関連機関との連携が図られる提案となっているか。柔軟な対応ができるか。本事業において、市場動向の分析を行い、事業者支援施策など市政への提案を行うことができるか。

④ 企画提案の取組姿勢

より良い提案をするために企業の強みを発揮し積極的且つ真摯に取り組んでいるか。分かりやすい企画提案書を作成し、丁寧に提案内容を伝える姿勢が見られるか。その他参考とすべき有効な提案があるか。

⑤ システムの汎用性

本事業において構築されたシステムは、事業終了後一定期間（3年間程度）休止後に、市が別のデジタルクーポン事業を実施する場合にシステムを再利用することが可能か。再利用する場合に初期導入費、システム構築費のコストを抑えることが可能か。

《価格点》

⑥ 経費見積

事務経費の見積額を下記の計算公式に当てはめて価格点として加点する。

価格点＝（1－ 提示見積価格÷基準額）×2026年3月26日

※提示見積価格は給付額を除く事務経費額とする。

※基準額は7,600万円とする。

※小数点第二位を四捨五入する。

(4)審査における選定方法及び基準点

①から⑥の評価項目について、6人の選定委員が審査採点を行い、評価点を踏まえ合議により委託事業者を選定する。評価点は選定委員全員の平均点とする。また、基準点は100点満点中55点とし、55点未満の場合は選定をしないものとする。評価項目の配点については下記のとおり。※平均点の小数点以下は小数点第一位を四捨五入する。

＜評価項目の配点＞

評価項目	配点
技術点	
①会社概要、業務実績	20点
②提案事業の実行性	20点
③クーポン給付部分の明解性、活用性	20点
④企画提案の取組姿勢	10点
⑤システムの汎用性	10点

価格点	
⑥経費見積	20点
合計	100点

(5) 委託事業者の決定、通知

選定委員会による審査結果を踏まえ、本事業に最も適した委託事業者1者を決定する。選定結果は、すべての応募事業者に文書で通知する。

(6) 結果の公表

選定委員会の審査結果は、基準点を超えた最も評価点の高い1事業者を市のホームページにおいて公表する。なお、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

6 契約の締結

(1) 委託業務名

和光市デジタルクーポン給付事業業務

(2) 契約手続

和光市長は、審査により決定された事業者と業務委託契約の手続を行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の事業者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(3) 委託料

原則、提案額による。

(4) 委託内容

別紙「和光市デジタルクーポン給付事業業務委託仕様書」を基本とし、プロポーザルにおける応募事業者の提案内容を反映したものとする。提案内容は、基本的に尊重されるが、市は、決定した事業者と契約業務の内容について、十分協議する。協議により事業内容が変更される場合があり、必ずしも今回の提案どおり実施するものではない。

7 応募手続及び提出書類

(1) 企画提案書等の提出について

① 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 実施体制調書（様式4）

オ 企画提案書（様式任意）

カ 見積書（様式5）※デジタルクーポン給付額を除く事務経費の見積を作成

② 提出部数

持参又は郵送で紙による提出

・正本 1部（社印及び代表者印を捺印すること）

・副本 5部（捺印不要）

③ 提出期限

令和8年4月30日（木）17時まで（持参又は郵送で提出。郵送の場合は必着）

- ④ 提出場所
和光市市民環境部産業支援課産業育成支援担当
〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5
電話：048-424-9114 FAX：048-464-1192
E-mail：c0300@city.wako.lg.jp

- ⑤ 企画提案書等の返却
すべての提出書類について返却しない。

(2) 作成要領

① 企画提案書

ア 以下の項目を提案すること。

- (ア) デジタルクーポンに関するシステム開発
- (イ) 利用者アンケートの提案
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 提案事業に係る実施体制（業務にかかる人数、管理、責任体制など）
- (オ) その他本業務に対する提案

イ 様式は任意とする。

ウ 企画提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的にわかるよう簡潔明瞭なものとする。

エ 企画提案書は、A4版横書き左綴じとする。ただし、A3版を使用する際はA4版サイズに折り込むこと。

② 見積書

ア 応募事業者の提案を実現するためのすべての経費について、見積書を作成すること。

イ 追加・別途の経費が発生しないよう慎重に見積額を提示すること。

ウ 見積書の書式及び各項目についての様式は自由であるが、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

8 質疑応答

企画提案書等の作成にあたり質問がある場合は、以下により行うこと。なお、提出期限後の質問については、受け付けないものとする。

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式6）を対応窓口あてに電子メールで送信すること。

なお、送信の際は、タイトルを「和光市デジタルクーポン給付事業（貴社名）」とすること。

(2) 提出期限

令和8年4月15日（水）受信分まで

(3) 回答方法

質問した事業者へ電子メールにより回答。（ホームページにも公開）

(4) 回答日

令和8年4月20日（月）～22日（水）

9 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本要領の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルにおいて著しく信義に反するものと選定委員会が認める場合

10 その他留意事項

- (1) 応募事業者は、本件に関していかなる理由があっても当市が提供した情報及びプロポーザルに応募したことにより知り得た事項等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。
- (2) 応募に係る一切の費用は応募事業者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (3) 提出書類は、提出期限後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (4) 提出書類は、プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 委託事業者が決定するまでの間は、提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。委託事業者の決定後、委託事業者の提出書類の著作権は市に帰属し、決定されなかった応募事業者の提出書類の著作権は応募事業者に帰属する。
- (6) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

11 対応窓口

郵便番号 〒351-0192
住 所 埼玉県和光市広沢1-5
所 属 和光市市民環境部産業支援課
担 当 産業育成支援担当
電 話 048-424-9114
F A X 048-464-1192
E-mail c0300@city.wako.lg.jp